破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市妻鳥町26番地の２
債務者　濵田　健嗣
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３８号
愛媛県今治市中寺1060番地３　高木第７ビル401号、前住所愛媛県今治市片山３丁目２番36号
債務者　重見　佳孝
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３７号
福岡県飯塚市大日寺605番地１
債務者　池田美代子
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第８２号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地14棟1415号
債務者　サルバドル　クリスティナ　リアレナこと　ＳＡＬＶＡＤＯＲ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＬＬＡＲＥＮＡ
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市上荒田町25番11号メゾン林Ａ―203号
債務者　梶原　良太
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目47番１―301号
債務者　迫田　丞二
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９６号
富山市古寺495番地２　県営住宅２棟403号
債務者　高松　英明
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
石川県小松市川辺町２番地73　ガレージ、従前の住所石川県小松市長田町ロ116番地　２Ｆ
債務者　キャドシステムエンジニアこと　寺井　健志
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３９号
長野県伊那市日影468番地
債務者　中村ユキミ
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２５号
高知県宿毛市中央２丁目８番20号
債務者　大江　惟子
１　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３５２号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区11棟401号
債務者　永崎　貴之
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６３号
千葉県流山市駒木447番地の42
債務者　駒村　和美
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７１号
千葉県野田市山崎1328番地の２　市営住宅西大和田団地４号棟101号
債務者　阿部　昭夫
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７２号
千葉県野田市山崎1328番地の２　市営住宅西大和田団地４号棟101号
債務者　阿部智枝子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３８号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1217号
債務者　樋口　住人（旧姓樋之口）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８５号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　４棟405号、従前の住所兵庫県三田市けやき台３丁目55番地４
債務者　髙橋　惠三
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部